

内閣参質二一一第一〇七号

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員水野素子君提出「標準世帯」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野素子君提出「標準世帯」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「かつての「標準世帯」と同じ意味で用いている用語」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「第五次男女共同参画基本計画」（令和二年十二月二十五日閣議決定）においては、「夫婦と子供二人の四人で構成される世帯のうち有業者が世帯主一人だけという、いわゆる標準世帯は少数派となっている」と記載している。

二及び三について

制度や施策を所管する府省において、その制度設計や施策の検討の際にある特定の構成によるモデル世帯を設定する場合には、その都度その設定方法について検討しているため、一律に用いているモデル世帯はなく、御指摘の家計調査において定義されていた「標準世帯」をモデル世帯として用いるかどうかについても、その都度検討すべきものと考えている。

四について

二及び三についてでお答えしたとおり、モデル世帯の設定方法についてはその都度検討しているもので

あり、それらを網羅的に把握しているわけではないが、例えば、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和四年十月二十八日閣議決定）において、「電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置」による負担軽減額を示した際に、「標準的な世帯」として「電気で月間四百キロワットアワー、ガスで月間三十立法メートル、燃料油はガソリンで月間三十五リットル、灯油で月間十五リットルを使用する二人以上の世帯」を用いた例がある。